

清状態ヲ詳述シ如日ヨリ十五日迄
業シ(任業中ハ公休トシテ)今日迄二十九名ノ
職工ヲ解雇シ在職解雇者當テ支給ス
ベキ者申渡セリ

勤続 九月以上日給二十日 今九月以上日給三十日
一 一年以上 四十日 今九月以上日給六十日
二 二年以上 七十日 今九月以上日給九十日
三 三年以上 百日 今九月以上日給百二十日
之ニ対シ職工等ノ同日午後四時迄迄中
田惣青 横石信(外子二名(新入者))ヲ代
表委員トシ社長主役之會見取要
求ヲ提出セリ
一 解雇職工ニ対シテハ日給百六十日
給スルコト

但シ勤続年限ニ対スル限りトシテ隨意ニ
ヨリ多少支給スルコト

- 一 再ヒ職工之雇入ノ場合リ従来雇ヒタル職
工ヲ雇入レ外来ヲ禁ムスルコト
- 二 會社ハ團結權ヲ認メ此ノ問題ニ対シテハ
最後迄會社對組合ノ支給トスルコト
- 三 會社ハ第二第三ニ承認スルモノハ
難シ明日ヨリ食糧中堂ヲ解放スルヲ以テ
十五日迄ニ解決セラシメト回答セリ
- 十三日中村專初依藤土常務兩重役
職工側代表者ト會見ニ最底日給二十
日付トアルヲ三十日付ニ變更支給スベキ旨